

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

市内の人口構成は、年少人口（0歳から14歳）では増減を繰り返しながら横ばい傾向にあるものの、生産年齢人口（15歳から64歳）は徐々に減少傾向にある。老年人口（65歳以上）は昭和60年以降一貫して増加傾向にあり、市内人口構成の全体割合で見ると、「少子高齢化」が進んでいる。

また、市内産業は、7つの駅を拠点に小売業、飲食サービス業等が商店街を形成し、それぞれの地域とともに発展してきた。また、製造業を中心とした大規模事業者も、雇用の創出等において地域経済の活性化に広く貢献している。

さらに、東京の産業と雇用就業2022によると、市内には4,191の事業所があり、その内、3,784の事業所が中小企業事業所となっており、その割合は9割を超え、中小企業が市内経済を支える原動力となっている。

一方、宅地化の進行や情報技術の発展に伴う産業構造の変化などから、工場の移転や規模の縮小、個人商店の廃業など、市内産業をめぐる課題を多く抱えている。

これら諸課題を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、都内において設備投資が活発な自治体の1つとなり、多摩地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

小平市の産業は、卸売業、小売業、飲食サービス業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が小平市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性

向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

小平市の産業は、7つの駅周辺、住宅地エリア、準工業地域と広域に立地している。これら地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、小平市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

小平市の産業は多岐に渡り、多様な業種が小平市の経済、雇用を支えているため、これらの地域で、広く市内事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、ITを活用した業務効率化など、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市税を滞納している者は、対象としない。